

菊池市事前審査型条件付一般競争入札公告共通事項書

(令和6年8月30日市長決裁)

第1 総則

本書で定める事項は、菊池市が実施する事前審査型条件付一般競争入札について適用する。

第2 対象業務

菊池市が発注する役務委託及び物品購入で、市長が実施することが適当と認めるもの。

第3 入札の方法

入札の方法は、原則として電子入札とする。

第4 競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)

- 1 競争入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 菊池市競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成19年告示第141号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
 - (3) 国税、都道府県税並びに市町村税の滞納がないこと。
 - (4) 電子交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、第2号に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
 - (6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。)

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社(以下「子会社」という。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社(以下「再生手続が存続中の会社」という。)である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社(以下「親会社」という。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

第5 競争参加資格の確認に必要な提出書類

入札に参加しようとする者は、各号に掲げるもののうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)
- (2) 同種業務の実績調書(様式第2号)(以下「実績調書」という。)及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類。
その他、入札公告に掲げる条件を満たす業務であることを確認できる書類。
- (3) 役員及び株主(出資者)調書(様式第3号)。
- (4) 前項に掲げるもののほか、入札公告において定める書類。

第6 申請書等の提出方法

- (1) 申請書等の提出方法
競争参加資格の確認は、申請書等(第5の第1号から第4号までのうち入札公告において指定する書類)を市長が指定する期間中に電子入札システムで提出すること。
- (2) その他
 - ア 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出書類は、返却しない。
 - ウ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
 - エ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - オ 市は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

第7 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は競争参加資格確認通知書により通知する。

第8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面により説明を求めることができる。
- 2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに書面により回答する。

第9 設計図書の閲覧

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により、閲覧を行う。

第10 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面(様式は自由)により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

第11 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債(利付債に限る。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第12 入札方法等

- 1 入札公告に示した入札期間中に入札すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

第13 内訳書の提出

- 1 入札書に記載される金額と一致した内訳書を添付すること。
- 2 内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- 3 内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。

第14 開札

開札は電子入札で行う為、入札参加者の立会は不可とする。

第15 入札の無効

菊池市競争契約入札心得(平成17年告示第111号)(以下「心得」という。)第8条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消すものとする。

第16 落札者の決定方法

- 1 開札後、菊池市会計規則(平成17年菊池市規則第50号)第68条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、心得第10条によりくじにより落札者を決定する。
なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き入札時におけるくじ番号を使用し、落札候補者を決定する。

第17 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、総務部財政課及びインターネットを利用した閲覧方式で公表する。

第18 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は契約書等に定めるものとする。

第19 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関する苦情については、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、苦情を申し立てることができる。

第20 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、菊池市の休日を定める条例(平成17年条例第3号)第1条に規定する菊池市の休日を含まず、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 入札参加者は、菊池市競争契約入札心得他関係規程を遵守すること。
- 4 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手続において不正又は不誠実な行為を行った場

合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。